

もとす薬剤師会 院外処方箋に関する合意受諾書

もとす薬剤師会（以下、甲という）は、別表 1 に掲げる医療機関と、別紙「もとす薬剤師会 院外処方箋における事前合意プロトコル 1 (Ver1.1)」(以下、本プロトコル) に基づき、院外処方箋に係る薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて合意した。それに伴い、貴薬局（以下、乙という）は甲の開催する研修会を受講し、下記の内容を十分に理解したうえで運用を開始するものとする。また、本プロトコルは薬局・薬局開設者および保険薬剤師の責任において運用するものとする。

記

1. 乙は本プロトコルのとおりの合意内容であることを了承する。
2. 医療機関と甲との間で本プロトコルに変更があった場合、甲は変更後のプロトコルをホームページ・FAX 等を通じて乙に通知する。また、医療機関と甲との間で新たな合意等があり、別表 1 に変更が生じた場合も同様に、甲は変更後の別表 1 をホームページ・FAX 等を通じて乙に通知する。
3. 乙は本プロトコルの効果等についての情報収集に協力し、甲へ無償で情報提供を了承する。
4. 乙は本プロトコルの運用中止や乙の連絡先変更があった場合は、甲の事務局に速やかに連絡する。
5. 本プロトコルの不明点は甲の事務局に連絡する。甲は不明点を解決して乙に返答する。
6. 乙が不正・不誠実等行為を行い、合意先医療機関または甲がそれを認めた場合、甲は乙に対し本合意受諾解除をできるものとする。
7. 乙が甲の会員薬局資格を失した場合、本合意受諾も失するものとする。
8. 本プロトコル内容の変更をはじめ、甲が必要と思われる措置が発生した場合は、乙は甲の指示に従うものとする。
9. 乙が本プロトコル運用において発生した調剤上・経済上・その他諸問題一切は、乙の責任と了承した上で運用する。

以上

年 月 日

甲 名称：もとす薬剤師会
住所：瑞穂市唐栗 275-3
代表者：棚瀬 友啓 印

乙 薬局名：
開設者： 印
住所：
TEL：
FAX：